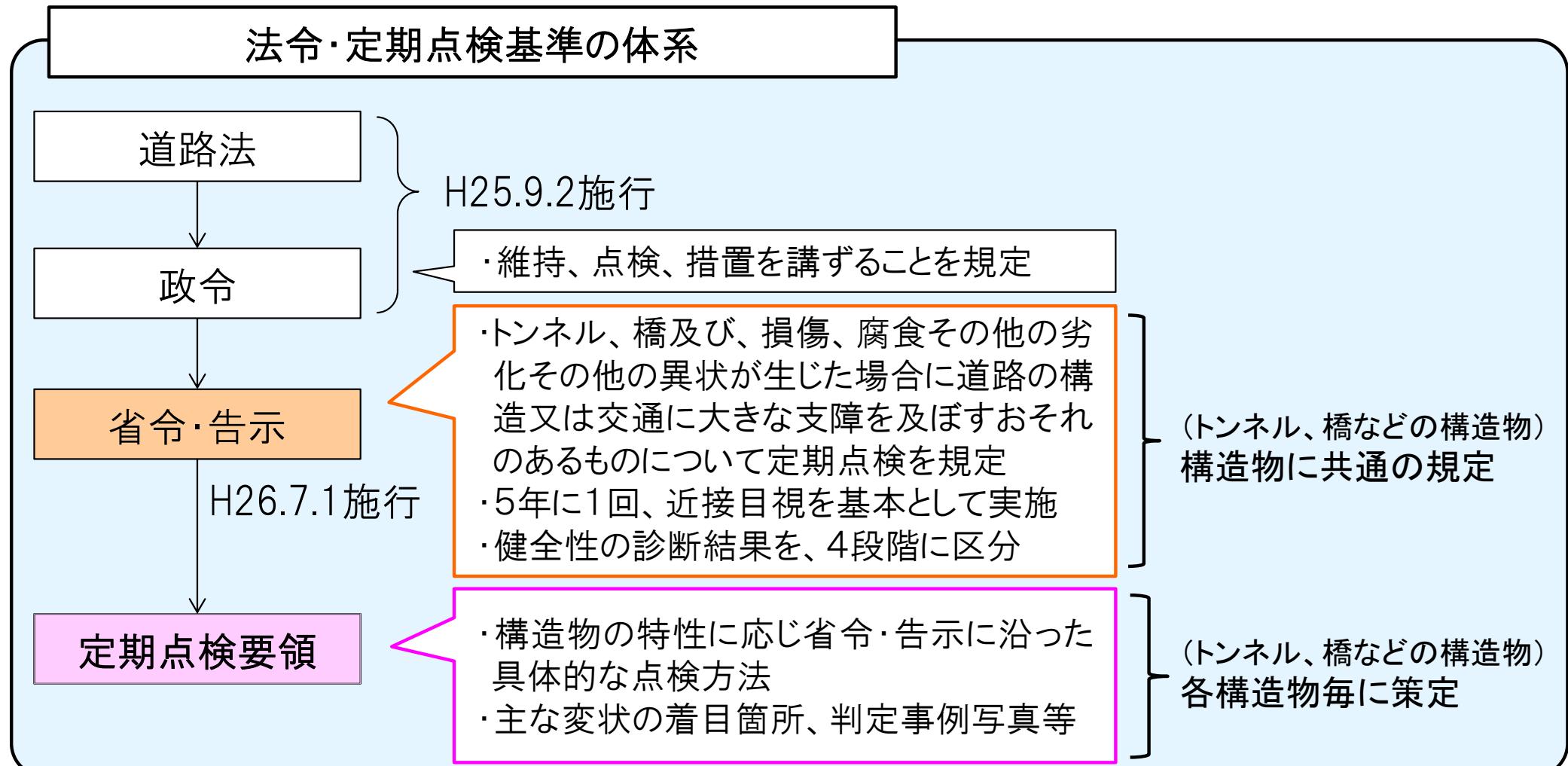


道路鉄道連絡会議の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)

➤ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

通達の概要

通達本文

- ①点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ③点検計画、修繕工事計画について、地方整備局(メンテナンス会議会長)が一括して協議
- ④協議の実施にあたり、「道路鉄道連絡会議(仮称)」を設置

(別紙1)

確認書(案)

(別紙2)

協定書(案)

- メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書(案)」を添付
- 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書(案)」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外		新たに 設置 地下占用物
	その他	鉄道					
高速会社					各府県 跨道橋 連絡会議	各府県 道路鉄道 連絡会議	地下占用物 連絡会議
直轄					【道路メンテナンス会議の下部組織】	【道路メンテナンス会議の下部組織】	【メンテ会議の 下部組織】
公社					<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
都道府県 市区町村					 	 	
道路 法外	その他				個別協議		
	鉄道				各府県 道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	<事務局> 国道事務所 	

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

道路鉄道連絡会議の規約変更

福井県道路鉄道連絡会議 規約（変更）

(名 称)

第1条 本会は「福井県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、福井県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する关心と理解の醸成等)に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局福井河川国道事務所長、副会長は中部運輸局鉄道部技術・防災課長、福井県土木部道路保全課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局福井河川国道事務所道路管理課、

中部運輸局鉄道部技術・防災課、福井県土木部道路建設課、道路保全課及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンターにおいて処理する。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるものほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 2月 6日から施行する。

本規約は、令和 3年 3月25日から改正する。

本規約は、令和 4年 3月17日から改正する。

本規約は、令和 5年 3月14日から改正する。

本規約は、令和 7年 1月16日から改正する。

本規約は、令和 7年11月20日から改正する。

別紙

福井県道路鉄道連絡会議 名簿

	所 屬	役 職
会 長	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長
副会長	国土交通省 中部運輸局 鉄道部	技術・防災課長
	福井県 土木部	道路建設課長
副会長	福井県 土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路事業部	企画統括課長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	所 長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全・サービス事業部	保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	小浜市	経済産業部長
	大野市	くらし環境部長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	おおい町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社企画課	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部 関西保全技術センター	所 長
	福井鉄道株式会社 鉄道事業部	鉄道事業部長
	えちぜん鉄道株式会社 技術部	技術部長
	株式会社 パピラインふくい	運輸部長
ガザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省 中部運輸局 鉄道部 技術・防災課	
	福井県 土木部 道路建設課、道路保全課	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	

跨線橋の点検結果及び修繕状況について

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、
2019年度:223橋、2020年度:269橋、2021年度:286橋、2022年度:247橋、2023年度:277橋

2巡目(2019～2023年度)点検実施状況

2巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,290	502 (22%)	484 (21%)	402 (18%)	432 (19%)	446 (19%)
跨線橋	1,312	223 (17%)	269 (21%)	286 (22%)	247 (19%)	277 (21%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,665	3,099 (18%)	4,037 (23%)	3,830 (22%)	3,606 (20%)	3,044 (17%)
(参考)全橋梁	99,046	13,500 (14%)	21,930 (22%)	23,715 (24%)	23,445 (24%)	16,111 (16%)

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検の判定区分の割合は、I :19%、II :62%、III :19%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は251橋

全道路管理者

2巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,266	449 (20%)	1,472 (65%)	345 (15%)	0 (0%)
跨線橋	1,302	250 (19%)	801 (62%)	251 (19%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,616	6,222 (35%)	10,033 (57%)	1,361 (8%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	98,701	36,771 (37%)	56,622 (57%)	5,281 (5%)	27 (0.03%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

国土交通省

2巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	213	109 (51%)	88 (41%)	16 (8%)	0 (0%)
跨線橋	195	62 (32%)	96 (49%)	37 (19%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,122	2,570 (62%)	1,301 (32%)	251 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	5,186	3,297 (64%)	1,585 (31%)	304 (6%)	0 (0%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 2巡目(2019~2023年度)の定期点検結果

高速道路会社

2巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,021	74 (7%)	721 (71%)	226 (22%)	0 (0%)
跨線橋	244	12 (5%)	161 (66%)	71 (29%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	3,855	650 (17%)	2,652 (69%)	553 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	3,896	664 (17%)	2,676 (69%)	556 (14%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

2巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	1,032	266 (26%)	663 (64%)	103 (10%)	0 (0%)
跨線橋	863	176 (20%)	544 (63%)	143 (17%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	9,639	3,002 (31%)	6,080 (63%)	557 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	89,619	32,810 (37%)	52,361 (58%)	4,421 (5%)	27 (0.03%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 2巡目(2019~2023年度)の定期点検結果

府県・政令市

2巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	577	130 (23%)	387 (67%)	60 (10%)	0 (0%)
跨線橋	538	105 (20%)	342 (64%)	91 (17%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	8,858	2,616 (30%)	5,720 (65%)	522 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	26,096	8,059 (31%)	16,382 (63%)	1,654 (6%)	1 (0.004%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

市町村

2巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	455	136 (30%)	276 (61%)	43 (9%)	0 (0%)
跨線橋	325	71 (22%)	202 (62%)	52 (16%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	781	386 (49%)	360 (46%)	35 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	63,523	24,751 (39%)	35,979 (57%)	2,767 (4%)	26 (0.04%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検は288橋

3巡目(2024年度)点検実施状況

3巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		2024	2025	2026	2027	2028
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,294	570 (25%)	-	-	-	-
跨線橋	1,316	288 (22%)	-	-	-	-
緊急輸送道路を構成する橋梁	17,684	4,035 (23%)	-	-	-	-
(参考)全橋梁	99,165	15,970 (16%)	-	-	-	-

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検の判定区分の割合は、I :20%、II :62%、III :18%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は51橋

全道路管理者

3巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	570	157 (28%)	365 (64%)	48 (8%)	0 (0%)
跨線橋	288	58 (20%)	179 (62%)	51 (18%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,035	1,518 (38%)	2,264 (56%)	253 (6%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	15,970	6,221 (39%)	8,971 (56%)	775 (5%)	3 (0.02%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

国土交通省

3巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	60	36 (60%)	19 (32%)	5 (8%)	0 (0%)
跨線橋	54	21 (39%)	28 (52%)	5 (9%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	967	619 (64%)	312 (32%)	36 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,288	852 (66%)	393 (31%)	43 (3%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

高速道路会社

3巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	185	20 (11%)	136 (74%)	29 (16%)	0 (0%)
跨線橋	58	2 (3%)	36 (62%)	20 (34%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	782	156 (20%)	558 (71%)	68 (9%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	795	159 (20%)	564 (71%)	72 (9%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

3巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段: 点検実施数		下段: 実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	325	101 (31%)	210 (65%)	14 (4%)	0 (0%)
跨線橋	176	35 (20%)	115 (65%)	26 (15%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,286	743 (33%)	1,394 (61%)	149 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	13,887	5,210 (38%)	8,014 (58%)	660 (5%)	3 (0.02%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(近畿地方整備局管内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

府県・政令市

3巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	168	42 (25%)	116 (69%)	10 (6%)	0 (0%)
跨線橋	128	22 (17%)	86 (67%)	20 (16%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	2,065	620 (30%)	1,305 (63%)	140 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	4,897	1,560 (32%)	3,060 (62%)	277 (6%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

市町村

3巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	157	59 (38%)	94 (60%)	4 (3%)	0 (0%)
跨線橋	48	13 (27%)	29 (60%)	6 (13%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	221	123 (56%)	89 (40%)	9 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	8,990	3,650 (41%)	4,954 (55%)	383 (4%)	3 (0.03%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014~2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は237橋
- 修繕等の措置が未完了の跨線橋は35橋

＜全橋梁＞

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	266	266 (100%)	257 (97%)
高速道路会社	430	430 (100%)	396 (92%)
地方公共団体 計	7,076	6,630 (94%)	6,132 (87%)
府県・政令市等	2,210	2,154 (97%)	2,023 (92%)
市町村	4,866	4,476 (92%)	4,109 (84%)
合計	7,772	7,326 (94%)	6,785 (87%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

＜跨線橋＞

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	40	40 (100%)	37 (93%)
高速道路会社	59	59 (100%)	53 (90%)
地方公共団体 計	138	136 (99%)	112 (81%)
府県・政令市等	67	66 (99%)	56 (84%)
市町村	71	70 (99%)	56 (79%)
合計	237	235 (99%)	202 (85%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(近畿地方整備局管内)

- 近畿地整地方整備局管内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、2024年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は251橋
- 修繕等の措置に着手した割合は跨線橋の方が高いが、完了した割合は跨線橋の方が低くなっています、時間を要する傾向

＜全橋梁＞

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	304	232 (76%)	112 (37%)
高速道路会社	556	338 (61%)	232 (42%)
地方公共団体 計	4,448	2,868 (64%)	1,820 (41%)
府県・政令市等	1,655	1,186 (72%)	695 (42%)
市町村	2,793	1,682 (60%)	1,125 (40%)
合計	5,308	3,438 (65%)	2,164 (41%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

＜跨線橋＞

【近畿】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	37	34 (92%)	17 (46%)
高速道路会社	71	44 (62%)	22 (31%)
地方公共団体 計	143	103 (72%)	46 (32%)
府県・政令市等	91	62 (68%)	31 (34%)
市町村	52	41 (79%)	15 (29%)
合計	251	181 (72%)	85 (34%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

- 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検は、2019年度:12橋、2020年度:18橋、2021年度:18橋、2022年度:20橋、2023年度:22橋

2巡目(2019~2023年度)点検実施状況

2巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	83	12 (14%)	33 (40%)	12 (14%)	19 (23%)	7 (8%)
跨線橋	91	12 (13%)	18 (20%)	18 (20%)	20 (22%)	22 (24%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,672	384 (23%)	379 (23%)	363 (22%)	276 (17%)	265 (16%)
(参考)全橋梁	9,967	1,709 (17%)	1,953 (20%)	2,359 (24%)	2,477 (25%)	1,459 (15%)

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

- 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019~2023年度)の定期点検の判定区分の割合は、
I :11%、II :66%、III :23%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は21橋

全道路管理者

2巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	83	18 (22%)	45 (54%)	20 (24%)	0 (0%)
跨線橋	90	10 (11%)	59 (66%)	21 (23%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,667	607 (36%)	804 (48%)	256 (15%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	9,957	4,735 (48%)	4,506 (45%)	713 (7%)	3 (0.03%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

国土交通省

2巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	14	6 (43%)	6 (43%)	2 (14%)	0 (0%)
跨線橋	16	1 (6%)	13 (81%)	2 (13%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	378	237 (63%)	116 (31%)	25 (7%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	489	313 (64%)	142 (29%)	34 (7%)	0 (0%)

※判定区分

I :健全

II :予防保全段階

III :早期措置段階

IV :緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

○ 2巡目(2019~2023年度)の定期点検結果

高速道路会社

2巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	55	8 (15%)	29 (53%)	18 (33%)	0 (0%)
跨線橋	19	3 (16%)	9 (47%)	7 (37%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	377	113 (30%)	161 (43%)	103 (27%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	380	114 (30%)	163 (43%)	103 (27%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

2巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	14	4 (29%)	10 (71%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	55	6 (11%)	37 (67%)	12 (22%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	912	257 (28%)	527 (58%)	128 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	9,088	4,308 (47%)	4,201 (46%)	576 (6%)	3 (0.03%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

○ 2巡目(2019~2023年度)の定期点検結果

府県・政令市

2巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	8	1 (13%)	7 (88%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	38	2 (5%)	25 (66%)	11 (29%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	857	239 (28%)	496 (58%)	122 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	2,323	737 (32%)	1,302 (56%)	284 (12%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

市町村

2巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	6	3 (50%)	3 (50%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	17	4 (24%)	12 (71%)	1 (6%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	55	18 (33%)	31 (56%)	6 (11%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	6,765	3,571 (53%)	2,899 (43%)	292 (4%)	3 (0.04%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

○ 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検は17橋

3巡目(2024年度)点検実施状況

3巡目 【全道路管理者】	点検対象施設数 ※	点検実施状況				
		2024	2025	2026	2027	2028
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	83	13 (16%)	—	—	—	—
跨線橋	91	17 (19%)	—	—	—	—
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,679	420 (25%)	—	—	—	—
(参考)全橋梁	9,982	2,065 (21%)	—	—	—	—

※2025.3末時点での施設のうち供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

- 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の3巡目(2024年度)の定期点検の判定区分の割合は、I : 18%、II : 47%、III : 35%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は6橋

全道路管理者

3巡目 【全道路管理者】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	13	3 (23%)	9 (69%)	1 (8%)	0 (0%)
跨線橋	17	3 (18%)	8 (47%)	6 (35%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	420	104 (25%)	258 (61%)	58 (14%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	2,065	779 (38%)	1,148 (56%)	138 (7%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

国土交通省

3巡目 【国土交通省】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2	1 (50%)	1 (50%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	8	2 (25%)	3 (38%)	3 (38%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	87	52 (60%)	28 (32%)	7 (8%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	109	67 (61%)	35 (32%)	7 (6%)	0 (0%)

※判定区分

I : 健全

II : 予防保全段階

III : 早期措置段階

IV : 緊急措置段階

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

高速道路会社

3巡目 【高速道路会社】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	6	0 (0%)	5 (83%)	1 (17%)	0 (0%)
跨線橋	3	1 (33%)	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	70	14 (20%)	53 (76%)	3 (4%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	70	14 (20%)	53 (76%)	3 (4%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

地方公共団体 全体

3巡目 【地方公共団体 全体】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	5	2 (40%)	3 (60%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	6	0 (0%)	3 (50%)	3 (50%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	263	38 (14%)	177 (67%)	48 (18%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,886	698 (37%)	1,060 (56%)	128 (7%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の点検の実施状況(福井県内)

○ 3巡目(2024年度)の定期点検結果

府県・政令市

3巡目 【府県・政令市】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	3	0 (0%)	3 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	4	0 (0%)	1 (25%)	3 (75%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	248	34 (14%)	168 (68%)	46 (19%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	479	80 (17%)	331 (69%)	68 (14%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

市町村

3巡目 【市町村】	点検実施数 ※	点検実施状況			
		上段:点検実施数		下段:実施率	
		I	II	III	IV
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
跨線橋	2	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
緊急輸送道路を構成する橋梁	15	4 (27%)	9 (60%)	2 (13%)	0 (0%)
(参考)全橋梁	1,407	618 (44%)	729 (52%)	60 (4%)	0 (0%)

※判定区分

- I : 健全
- II : 予防保全段階
- III : 早期措置段階
- IV : 緊急措置段階

※2025.3末時点での施設の内供用5年以内などを除いている。

2025.3末時点

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(福井県内)

- 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の1巡目(2014~2018年度)の定期点検で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は14橋
- 修繕等の措置が未完了の跨線橋は4橋

<全橋梁>

【福井県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	13	13 (100%)	12 (92%)
高速道路会社	71	71 (100%)	71 (100%)
地方公共団体 計	689	685 (99%)	666 (97%)
府県・政令市等	250	250 (100%)	241 (96%)
市町村	439	435 (99%)	425 (97%)
合計	773	769 (99%)	749 (97%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【福井県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	1	1 (100%)	0 (0%)
高速道路会社	6	6 (100%)	6 (100%)
地方公共団体 計	7	7 (100%)	4 (57%)
府県・政令市等	5	5 (100%)	2 (40%)
市町村	2	2 (100%)	2 (100%)
合計	14	14 (100%)	10 (71%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

跨線橋の修繕等の措置の実施状況(福井県内)

- 福井県内の跨線橋(全道路管理者)の2巡目(2019～2023年度)の定期点検は、2024年度時点で措置を講ずるべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)と判断された跨線橋は21橋
- 修繕等の措置に着手した割合、完了した割合とも跨線橋の方が低くなっており、時間要する傾向

<全橋梁>

【福井県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	34	18 (53%)	10 (29%)
高速道路会社	103	57 (55%)	56 (54%)
地方公共団体 計	579	397 (69%)	233 (40%)
府県・政令市等	284	210 (74%)	109 (38%)
市町村	295	187 (63%)	124 (42%)
合計	716	472 (66%)	299 (42%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

<跨線橋>

【福井県】	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)
国土交通省	2	1 (50%)	1 (50%)
高速道路会社	7	2 (29%)	2 (29%)
地方公共団体 計	12	9 (75%)	3 (25%)
府県・政令市等	11	9 (82%)	3 (27%)
市町村	1	0 (0%)	0 (0%)
合計	21	12 (57%)	6 (29%)

※2024年度末時点

※「措置に着手済みの施設数」は設計に着手した施設

その他

- ・確認書について
- ・今後のスケジュールについて
- ・透明性の確保について

確 認 書（変更9回目）（案）

鉄道と交差する跨線橋の道路法施行規則に基づく定期点検（以下、「点検」という。）及び修繕工事（耐震補強工事含む）について、○○県道路メンテナンス会議会長（以下、「甲」という。）と○○鐵道株式会社○支社長（以下「乙」という。）とは、平成○○年○月○日付（平成○○年○月○日付一部変更）で確認した確認書（以下「原確認書」という。）について、第3条第3項に基づき、次のとおり変更することを確認する。

1. 原確認書の別添－1「委員構成表（変更）」及び別添2「点検及び修繕工事計画一覧表（変更）」を、本確認書の別添－1「委員構成表（変更2）」及び別添2「点検及び修繕工事計画一覧表（変更2）」にそれぞれ改める。
2. その他の条項については、原確認書のとおりとする。

この確認の証として確認書○通を作成し、甲及び乙おのおの押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 8年 月 日

○○県道路メンテナンス会議会長
○○河川国道事務所長 ○○ ○○

○○鐵道株式会社 ○○支社
○○支社長 ○○ ○○

別添-1

委員構成表(変更)

福井県道路メンテナンス会議

	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	福井河川国道事務所長
	福井県土木部	道路建設課長
副会長	福井県土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	福井保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	高速道路事業部 企画統括課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	福知山高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全・サービス事業部 保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	敦賀市	建設部長
	小浜市	経済産業部長
	大野市	くらし環境部長
	勝山市	建設課長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	永平寺町	建設課長
	池田町	町土整備課長
	南越前町	建設整備課長
	越前町	都市整備課長
	美浜町	土木建築課長
	高浜町	建設整備課長
	おおい町	建設課長
	若狭町	建設課長
	福井県道路公社	事務局長
	公益財団法人福井県建設技術公社	専務理事

※赤字は、R7年度道路メンテナンス会議資料により更新しています。

跨線橋点検及び修繕工事（緊急工事を除く）計画一覧

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社管内

【福井県内】

跨線橋名	管理者	道路種別	路線名	直近の点検結果	修繕計画	点検、修繕計画（旧5箇年）					点検、修繕計画（現5箇年）					点検、修繕計画（次期5箇年）					備考 (修繕内容等)
						R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	AH
天王第1高架橋(1)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				◆	●		▲	◇	○					◇	○	□	
天王第1高架橋(2)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				◆	●		▲	◇	○					◇	○	□	
鳥羽川橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	I			◆	●			◇	○					◇	○			
岩屋橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	II			◆	●			◇	○					◇	○			
気山高架橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	I			◆	●			◇	○					◇	○			
野松西橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	II		●				◆	●					◇	○				◇
野松東橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	II		●				◆	●					◇	○				◇
上ノ谷橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	I		●				◆	●					◇	○				◇
敦賀衣掛大橋	NEXCO中日本	高速	舞鶴若狭自動車道	I				◆	●					◇	○			◇	○		
和久里高架橋	NEXCO西日本	高速	舞鶴若狭自動車道	II				◆	●					◇	○			◇	○		
越美北線跨線橋(下)	近畿地整	国道	国道8号	II		●				◆	●						○				◇
越美北線跨線橋(上)	近畿地整	国道	国道8号	I		●				◆	●					○				◇	
鳩原跨線橋(既設橋)	近畿地整	国道	国道8号	III						◆◆											架け替えによりR7撤去予定
鳩原跨線橋(新橋)	近畿地整	国道	国道8号											◇	○			◇	○		
城山跨線橋	近畿地整	国道	国道27号	II		●				◆	●					◇	○				◇
田野跨線橋	近畿地整	国道	国道158号	I						◆	●					◇	○				◇
和久里高架橋	福井県	県道	一般都道府県道 小浜インター線	I		◆	●			◆	○					◇	○				
そのべ陸橋	福井県	県道	主要地方道 坂本高浜線	II					◆	●					◇	○			◇	○	
あじさい大橋	福井県	県道	主要地方道 上中田烏線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
西繩手下高架橋	小浜市	市道	市区町村道(その他) 太興寺国分線	I		◆	●			◆	○					◇	○				
平野高架橋	福井県	県道	一般県道 本保平野線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
後瀬山跨線橋	福井県	県道	主要地方道 小浜停車場線	III	R4-6修繕			■	■■	●■	▲				◇	○			◇	○	
鳥羽跨線橋	福井県	県道	主要地方道 上中田烏線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
繩文の里大橋	福井県	国道	一般国道(指定区間外) 162号	II				◆	●					◇	○			◇	○		
本所川跨線橋	福井県	県道	主要地方道 小浜綾部線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
若狭鳥羽高架橋	福井県	県道	主要地方道 上中田烏線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
丸山陸橋	福井県	県道	主要地方道 小浜綾部線	II		◆	●			◆	○					◇	○				
富田跨線橋	福井県	県道	一般県道 五条方松原出勝山線	II		◆	●			◆	○					◇	○				
計石跨線橋	福井県	国道	一般国道(指定区間外) 158号	II			◆	●					◇	○			◇	○			
式の歎跨線橋	福井県	国道	一般国道(指定区間外) 158号	II			◆	●					◇	○			◇	○			
洞臨の橋	おおい町	町道	市区町村道(その他) 本郷尾内線	II			◆	●					◇	○			◇	○			
丸山歩道橋	おおい町	町道	市区町村道(その他) 丸山線	II			◆	●					◇	○			◇	○			
無名橋284	大野市	市道	市区町村道(その他) 西勝原国道線	I	R4修繕済			▲◆	●					◇	○			△◇	○		断面修復・ひびわれ注入・端面防水を実施
無名橋285	大野市	市道	市区町村道(その他) 西勝原国道線	II				◆	●					◇	○			◇	○		
小和清水跨線橋	福井市	市道	市区町村道(1級) 小和清水瀬ヶ口線	I		◆	●			◆	○					◇	○				
宿布大橋	福井県	国道	一般国道(指定区間外) 158号	II		◆	●			◆	○					◇	○				
宿布橋	福井県	国道	一般国道(指定区間外) 158号	III	R8-9修繕			◆	●		■	□	△◇	△○				◇	○		
JR芦原温泉駅自由通路	あわら市	市道	市区町村道(その他) 829号線											◇	○			◇	○		

跨線橋点検及び修繕工事（緊急工事を除く）計画一覧

株式会社ハーラインふくい

跨線橋名	管理者	道路種別	路線名	直近の点検結果	修繕計画	点検、修繕計画（旧5箇年）					点検、修繕計画（現5箇年）					点検、修繕計画（次期5箇年）					備考 (修繕内容等)
						R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	AH
木の芽川橋(1)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				◆	●			□	◇△	○			◇	○	R9はく落対策工事予定		
木の芽川橋(2)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				▲	◆	●			□	◇△	○			◇	○	R9はく落対策工事予定	
湯尾第2橋	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II		▲◆	●	▲			■◆	△○	□	△		◇	○				
日野川橋(1)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				◆■	■●			□△	□△◇	○			◇	○□			R9床板取替（R6年協議）は計画見直しとなりました。 R9はく落対策工事予定（折部） ※外直、後打ち部は、R3年度に完了済
日野川橋(2)	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II				◆	■●			□△	□△◇	○			◇	○□			R9床板取替（R6年協議）は計画見直しとなりました。 R6年実の鋼板剥離措置としてR7・R8維持措置をお願いする計画です。
牛の谷橋	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	III				■	◆	●▲	■	△	◇	○		□	◇	○	○	○	R6塗装・小補修、R7
牛の谷橋	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	III				■	◆	●▲	■	△	◇	○		□	◇	○	○	○	R6塗装・小補修、R7
下荒井高架橋（下）	近畿地整	国道	国道8号	II		●			◆	●						○			◇		
下荒井高架橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	II		●			◆	●						○			◇		
鯖江高架橋（下）	近畿地整	国道	国道8号	II		●			◆	●						○			◇		
鯖江高架橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	II		●			◆	●						○			◇		
行松高架橋（下）	近畿地整	国道	国道8号	III		◆	●					◆○				◇	○				III判定箇所鉄道敷き対象外
行松高架橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	II		◆	●					◆○				◇	○				
行松高架橋・O N	近畿地整	国道	国道8号	II		◆	●					◆○				◇	○				
行松高架橋・上 O F F	近畿地整	国道	国道8号	II		◆	●					◆○				◇	○				
河原高架橋（下）	近畿地整	国道	国道8号	III		●			◆	●		□	△	◇○					◇		
河原高架橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	III		●			◆	●		□	△	◇○					◇		
大顧寺跨線橋（下り）	福井県	県道	一般国道（指定区間外）416号	III	R1済、R9修繕	▲●			◆	●		□	△	◇○					◇		
大顧寺跨線橋（上り）	福井県	県道	一般国道（指定区間外）416号	III	R1済、R9修繕	▲●			◆	●		□	△	◇○				◇			
安光立体交差橋	福井県	県道	主要地方道芦原丸岡線	III	R9修繕			◆	●	■	■	□	□◇	△○			◇	○	□		
福島立体交差橋	福井県	県道	主要地方道丸岡川西線	III	R8修繕			◆	●	■	■	□	◇△	○			◇	○	□		
鶴波跨線橋	福井県	国道	一般国道（指定区間外）305号	II				◆	●			◇	○				◇	○			
大鶴目跨線橋	福井県	県道	一般都道府県道今庄停車場線	III	R9修繕	●			◆	●		□	△	◇○					◇		
開発跨線橋	福井市	市道	市区町村道（1級）環状西線	III				◆	●			□	△◇	○			◇	○			
花堂跨線橋	福井市	市道	市区町村道（1級）花堂線	II				◆	●			□◇	○△	△			◇	○			耐震補強を予定
石盛跨線橋	福井市	市道	市区町村道（1級）川西園道線	II		◆	●				◇	○				◇	○				
松森立交橋	越前市	市道	市区町村道（1級）1807	II				◆	●			◇	○				◇	○			
高塙跨線橋	あわら市	市道	市区町村道（1級）1-9 滝・高塙線	II		◆	●				◇	○	◇	○			◇	○			
JR武生駅東西連絡橋	越前市	市道	市区町村道（その他）1302	II		◆	●				◇	○				◇	○				
紅葉田陸橋	越前市	市道	市区町村道（その他）1276	II	H29修繕済			◆	●			◇	○			◇	○				
錦立体橋	福井県	県道	一般県道小曾原武生線	II		◆	●				◆	○				◇	○				
家久高架橋（下り）	福井県	県道	一般県道寺武生線	II				◆	●			◇	○				◇	○			
家久高架橋（上り）	福井県	県道	一般県道寺武生線	II				◆	●			◇	○				◇	○			
五本跨線橋	坂井市	市道	市区町村道（1級）市道坂井中央線	II		◆	●				◇	○	□	△		◇	○				
北府跨線橋	福井県	県道	主要地方道武生美山線	III	R9修繕			◆	●			□◇	△○				◇	○			
北鶴江跨線橋	福井県	県道	一般県道徳光鶴江線	III	R9修繕			◆	●			□◇	△○				◇	○			
上鶴江跨線橋	福井県	県道	一般県道福井鶴江線	II				◆	●			◇	○				◇	○			
清水跨線橋	福井県	国道	一般国道（指定区間外）417号	II				◆	●			◇	○				◇	○			
高木跨線橋	福井県	県道	主要地方道福井丸岡線	III	R9-11修繕	■◆	■●	■	■	■▲	■◆	□○	□	△	△	△◇	○				
高木跨線橋側道橋（上り）	福井県	県道	主要地方道福井丸岡線	III	R5修繕	◆	●	■	■	▲	◆	○				◇	○				
高木跨線橋側道橋（下り）	福井県	県道	主要地方道福井丸岡線	II		◆	●				◆	○				◇	○				
大町跨線橋	福井県	県道	一般県道三尾野別所線	III	R9修繕	●			◆	●		□	△	◇○				◇			

跨線橋点検及び修繕工事（緊急工事を除く）計画一覧

えちぜん鉄道株式会社

【福井県内】

跨線橋名	管理者	道路種別	路線名	直近の点検結果	修繕計画	点検、修繕計画（1B 5箇年）					点検、修繕計画（現5箇年）					点検、修繕計画（次期5箇年）					備考 (修繕内容等)	
						R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	AH	
越前橋	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II		◆	●		■		▲◆	○				◇	○					
越前橋	NEXCO中日本	高速	北陸自動車道	II		◆	●		■		▲◆	○				◇	○					
丸山高架橋（下）	近畿地整	国道	国道8号	II					◆	●					◇	○			◇	○		
丸山高架橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	II					◆	●				◇	○			◇	○			
丸山側道橋（上）	近畿地整	国道	国道8号	III					◆	●	■▲			◇	○			◇	○			
エッセル橋	坂井市	市道	市区町村道（その他） 市道三国200号線	II					◆●		□	△		◇○					◇○			
神明橋	福井県	国道	一般国道（指定区間外） 416号	I					◆●				◇○					◇○				
東藤島高架橋（西側）	福井県	国道	一般国道（指定区間外） 416号	II		◆●					◇○				◇○			◇○				
松岡観音跨線橋	福井県	県道	一般県道 舟橋松岡線	I			◆●					◇○				◇○			◇○			
上志比跨線橋	福井県	県道	一般県道 上志比インター線	I			◆●					◇○				◇○			◇○			
眼鏡橋	坂井市	市道	市区町村道（その他） 市道三国55号線	II		◆●					◆○				◇○			◇○				
湯のまち駅歩道橋	あわら市	市道	市区町村道（その他） 832号線									◇	○				◇	○				

跨線橋点検及び修繕工事（緊急工事を除く）計画一覧

福井鉄道株式会社

【福井県内】

跨線橋名	管理者	道路種別	路線名	直近の点検結果	修繕計画	点検、修繕計画（IB 5箇年）					点検、修繕計画（現5箇年）					点検、修繕計画（次期5箇年）					備考 (修繕内容等)
						R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
A	B	C	D	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	AH
西山跨線橋	鯖江市	市道	市区町村道（2級） 西山長泉寺線	II	R2修繕済	◆●	▲				◆●					◇○					
家久高架橋（上り）	福井県	県道	一般県道 寺武生線	II							◆●					◇○					◇○
家久高架橋（下り）	福井県	県道	一般県道 寺武生線	II							◆●					◇○					◇○
踏雲橋	鯖江市	市道	市区町村道（その他） 西山長泉寺線	III	R7修繕済	◆●					◆●					◇○					橋台基礎補強
吉野高架橋	福井県	県道	一般県道 福井鯖江線	II		◆●					◆●					◇○					

跨線橋点検及び修繕工事（緊急工事を除く）計画一覧

日本貨物鉄道株式会社関西支社管内

【福井県内】

跨線橋名	管理者	道路種別	路線名	会社名 (JR等)	直近の 点検結果	修繕計画	点検、修繕計画（旧5箇年）					点検、修繕計画（現5箇年）					点検、修繕計画（次期5箇年）					備考 (修繕内容等)
							R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	AH
泉跨線橋	近畿地整	国道	国道8号	日本貨物鉄道(株)	I		◆	●														H31路線廃止BOX化(R2完成) 日本貨物鉄道(株)一敦賀市
天筒橋歩道橋	福井県	国道	一般国道（指定区間外）476号	日本貨物鉄道(株)	II					●						○						○
天筒橋	福井県	国道	一般国道（指定区間外）476号	日本貨物鉄道(株)	II		●				●						○					

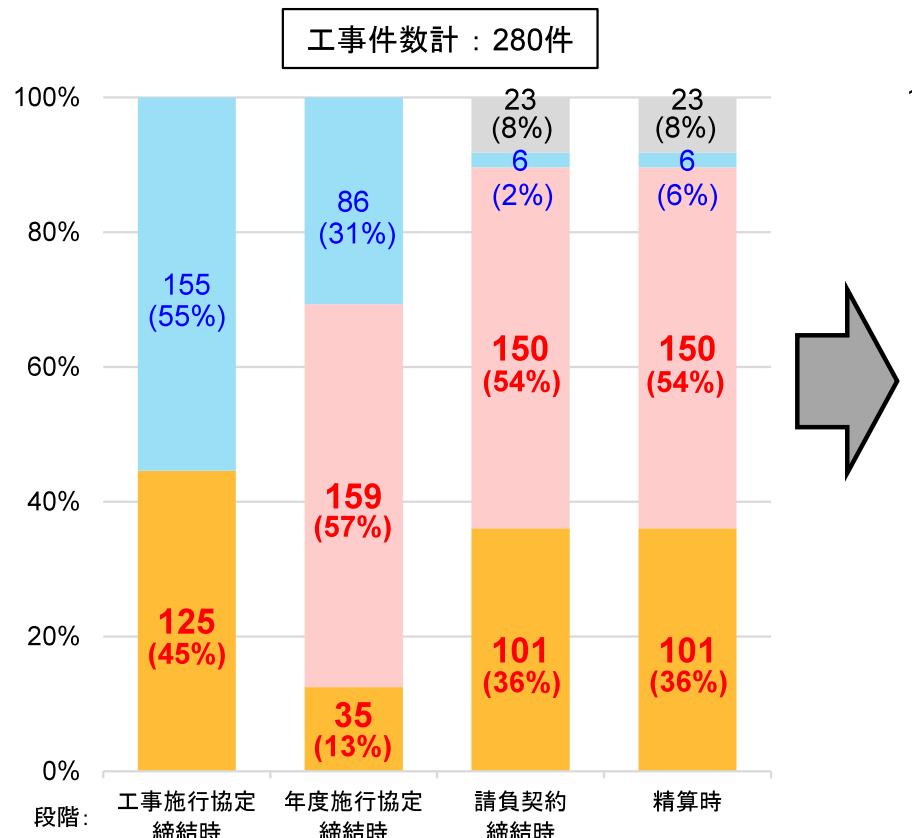
今後のスケジュール

時期	地方整備局	メンテナンス会議事務局 (国道事務所)	地方公共団体	高速道路会社	鉄道会社
R7年 11月	上旬				
	中旬	道路鉄道連絡会議の開催・確認書の更新協議			
	下旬				
12月	上旬				
	中旬				
	下旬				
R8年 1月	上旬				
	中旬				
	下旬				
2月	上旬				
	中旬				
	下旬				
3月	上旬				
	中旬				
	下旬				
4月	上旬	貨物のみ			
	中旬		確認書・協定書の締結		
	下旬	点検・修繕の実施			
5月	上旬				
	中旬				
	下旬				

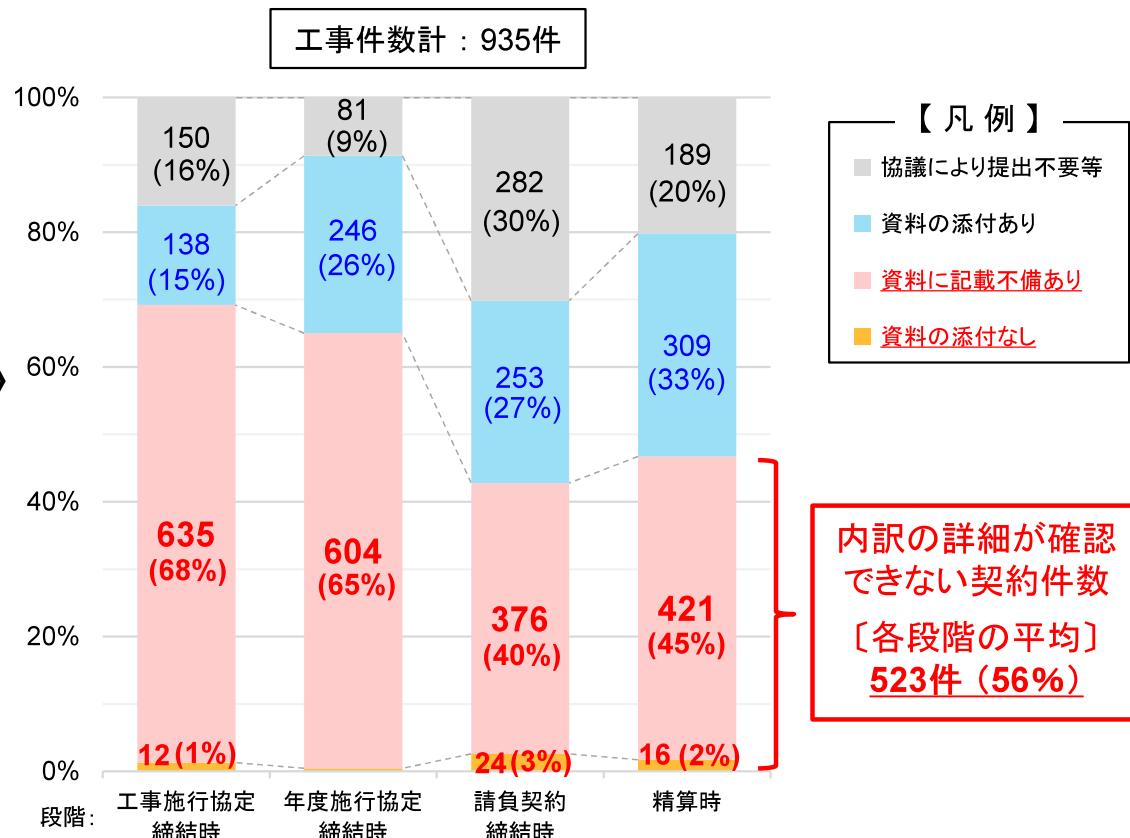
- 申し合わせ(平成21年1月22日)発出後、継続的に透明性確保に向けた取り組みを推進
- しかし、改善が必要な箇所が多数存在

(今年度調査では内訳書において「一式表記」などの曖昧な項目の有無を含め、より詳細に調査) … 参考

【平成17年度】関連書類の提出状況



【令和5年度】関連書類の提出状況



- 平成17年度の調査では、精算時に「資料の記載不備や添付なし」が約90%であった。
- 今年度調査で内訳を詳細に確認すると、精算時に「一式表記」などの曖昧な項目が約47%の箇所で見受けられた